



# Child Safe Reporting Policy

## この資料の目的

この資料は、組織が子どもの安全に関する懸念（虐待や不適切な行動の疑いを含む）をどのように特定し、報告し、対応するかを示すものです。

本ポリシーは、すべての懸念が迅速かつ一貫して、NSW州の法的要件に従って適切に扱われることを確保し、子どもの最善の利益を最優先とします。

## 2. 適用範囲

本ポリシーは以下に適用されます：

- すべてのスタッフ（有給・無給を含む）
- ボランティア
- 契約者
- 運営委員メンバー

対象となる活動は、対面授業、オンライン学習、イベント、その他すべてのコミュニケーションを含みます。

## 3. 子どもの安全への取り組み

本組織は以下を約束します：

- 子どもが安全に過ごせる環境を作り維持すること
- 子どもが安心して声を上げ、その声が確実に聞かれるようにすること
- すべての子どもの安全に関する懸念を真剣に受け止めること
- NSW州法に基づく義務的通報義務を遵守すること

---

## 4. 報告すべき内容

以下の事項は必ず報告しなければなりません：

- 身体的・性的・精神的・心理的虐待の疑いまたは申告
- ネグレクト（放置）または不十分な監督
- スタッフ、ボランティア、その他による不適切な行動や境界侵害
- グルーミング行為（オンライン・対面を問わず）
- 子どもを危険にさらす深刻ないじめや嫌がらせ
- 子どもが不安や恐怖を感じているあらゆる状況

👉 証拠は必要ありません。合理的な疑いに基づいて報告してください。

---

## 5. 報告義務がある人

すべてのスタッフ、ボランティア、委員は以下に該当する子どもの安全に関する懸念を報告する義務があります：

- 自身が目撃したもの
- 子どもから直接聞いたもの
- 他者から報告されたもの

また、法的に義務付けられた報告者は、NSW 州法に基づく個別の義務を遵守しなければなりません。

---

## 6. 報告方法

### ステップ 1：緊急時対応

子どもが差し迫った危険にある場合は、直ちに緊急通報（000）へ連絡してください。

---

### ステップ 2：内部報告

速やかに以下へ報告してください：

#### 子ども安全担当者（CSO）

- 氏名：遠藤みどり
-

- 役職： 渉外担当
- 連絡先： midori.endo@sssj.org.au

もし CSO が関係する場合は、学校運営委員長へ直接報告してください。

---

### ステップ 3： 外部報告（必要な場合）

必要に応じて、以下の機関へ報告します：

- NSW 警察
- 家庭・コミュニティ・司法省（DCJ）
- 子ども保護ホットライン（義務報告者向け）

---

## 7. 報告の記録方法

すべての報告は以下のように記録してください：

- 事実に基づき客観的であること
- 見たこと・聞いたこと・伝えられた内容に基づくこと
- 日時・場所・関係者の名前（分かる場合）を記録すること

してはいけないこと：

- 独自に調査を行うこと
- 子どもに対して秘密を約束すること
- 誘導的・詮索的な質問をすること

---

## 8. 申告を受けた際の対応

子どもからの申告があった場合：

- 落ち着いて話を聞く
- 話してくれたことに感謝する
- 伝えてくれたことは正しい行動であると安心させる
- 安全を守るために情報共有が必要になる可能性があることを説明する

---

## 9. 秘密保持と保護

- 情報は必要最小限の関係者のみに共有されます

- 報告者の身元は可能な限り保護されます
  - 善意で報告を行ったスタッフやボランティアが不利益を受けることはありません
- 

## 10. 子どもおよびスタッフへの支援

本組織は以下を行います：

- 子どもの安全と福祉を常に最優先とする
  - 影響を受けた子どもおよび家族に適切な支援を提供する
  - 報告プロセスに関与するスタッフやボランティアを支援する
- 

## 11. 承認

承認者：丹羽緑、平岡千恵、小沢はるな

役職：学校共同運営委員長

日付：28/03/2026